

但シ消毒肺炎、氣管支肺炎等ノ第二次感染アル場合ニノミ行フヲ原則トセシ。然シ如何ナル
輕症ト雖之ヲ報告シテ流行ノ狀態ヲ察知スルニ便ナラシメタシ
又今後ノ報告ノミナラス、以前第一患者ヲ診療セル時機、月毎ノ數、死亡數ヲモ知リタキモノ
ナリ

本病ニ關スル凡テノ報告意見ハ予ノ大ニ感謝スル所ニシテ、此ノ惡疫豫防ノ上ニ大ニ貢獻
スル所アル可シ

二、瑞西

瑞西ハ各交戦國ノ中間ニ介在シ、病毒傳播ノ要衝ニ當レルヲ以テ、防疫ニ關シテハ多大ノ注意
ヲ拂ヘルモノノ如シ

一九一八年(大正七年)七月六日衛生局ハ各區ノ衛生官ニ向フテ訓示シテ曰ク、目下瑞西國內ノ
或地方ニ「インフルエンザ」ト推測ス可キ疫病ノ流行セルヲ認ム。此ノ流行ヘ交戦國軍隊ノ戰線
ヨリ來リ、歐洲ノ各國、殊ニ西班牙國內ニ存在セルモノト同一ナルカ如シ。瑞西ニ於テ傳播ノ有
様ハ猶限局セルモ、急激ニ全國ニ蔓延ス可キハ豫知スルニ難カラス。故ニ本病ノ性質ヲ充分公
衆ニ了解セシメ徒ニ不安ナラシムル事ナキヲ要ス。發疹チフスト稱シ、或ハ種々ノ浮説アリ。
本病ノ良性ナルコト、及期ニモ流行ノアルコト、之カタメ肺炎ノ合併少キコト等ヲ知ラシム可シ
本疾患ノ豫防ハ頗ル困難ニシテ行政的豫防法策ノ有效ヲ信スル能ハス。但シ病原ハ呼吸道
ヨリ入ルモノナルヲ以テ含嗽及吸入ハ多少效アル可シ。各區衛生當局ハ週報ヲ以テ患者發生
狀況及豫防措置ヲ報告ス可シ。又醫師ト共力シテ疫學的研究ヲナスヲ可トス

之ニヨリテ考フルニ瑞西ニテハ一九一八年(大正七年)七月既ニ相當惡性ノ「インフルエンザ」ア
リテ民心ノ動搖セルヲ知ル可シ

同七月十三日再ヒ衛生局ハ訓令シテ曰ク、近時流行セル「インフルエンザ」ハ重症ニシテ多數ノ
「インフルエンザ」肺炎ヲ發生シ、死者少カラス。豫防法トシテハ(一)過(マンガン)酸加里液ノ含嗽(二)
口、手ノ清潔(三)必要以外ノ外出禁止(四)過勞ヲ避ケルコト

患者發生セル場合ハ、(一)安靜ヲ與ヘ、食事ニ注意シ、「キニーネ」「エレクトラルゴール」ノ類ヲ使用ス
(二)不規則ノ發熱、再發者ヲ輕症ト雖注意ヲ要ス(三)重症者ヲ隔離スルコト(四)再發ヲ注意スルコト

(五)恢復者ノ休養ヲ充分ニセヨ

一般衛生トシテ(一)消毒(二)種痘其他身體ヲ害スルモノハ延期(三)傳染病豫防法ニ準スルコト。

大體ニ於テ流行性腦脊髓炎ニ準スルヲ可トス。但シ強制隔離ノ效果少カラシ

毒瓦斯(マスク)練習ハ流行中中止ノコト。毎日流行狀況ヲ電報セヨ

十月十五日ニ至リ、衛生局ハ更ニ進ムテ「インフルエンザ」法定傳染病中ニ編入シ、強制届出「
Information Obligatoire」ヲ實行スルニ至レリ。本病ハ診斷困難ナルヲ以テ家長等ハ之ヲ知ルコト困
難ナリ。故ニ届出ノ義務ハ單ニ醫師ノ責任トス。醫師ハ一定ノ地ニ於ケル初發患者ヲ直チニ
報告シ、他ハ週報ニテ可ナリ。姓名、年齢、住所ヲ記入ス可シ

劇場、活動ノ閉鎖、群集ノ禁止ハ效果アルコトアリ、思ハシカラサルコトアリ。兎ニ角能フ限り
群居ヲ避ケルニ勉ム可シ。學校閉鎖、學校停止モ場合ニヨリテ可ナリ。兒童ノ衛生ニ注意シ、體
操、唱歌等ノ課業ヲ加減シ、含嗽ヲ勵行セシメ、手指ヲ清潔ニ保タシム

工場ニ於テモ同様ニシテ、手指ノ清潔、含嗽ヲ行ヒ、咯痰ノ所置ニ注意ス可シ。旅舍、寄宿舍等ニ

消毒ハ煮沸ヲ可トス。室內ノ消毒ハ必要ナル可シ。「マスク」ノ豫防ニ效アリ。屍體ヲ成ル可ク速ニ處置ス可シ。

個人衛生法トシテハ咳嗽、鼻口ノ攝生ヲ注意ス可シ。

以上ノ外豫防法トシテ意見ヲ述フルモノ少カラス。Hotz (Cor. bl. Schw. Arzt, 12 Oct. 1918) 、「アーティカル・ド・スイス」飲用スレハ呼吸器分泌液中ニモ現ハルル以テ豫防ニ有效ナリト。H. Galli-V. alerio (Rev. med. de la Suisse, 20 Janu. 1919) 「マスク」ヲ強制ス可シト説キ。Sahli (Corr. bl. Schw. Arzt, 4 Janu. 1919) 「マスク」ノ效果ヲ疑ム。距離ヲ以テ最良策トナシ。ブアイフル氏菌ヲ以テ「カタチ」ノ製ム皮下注射ヲ行ヒ豫防ニ效アリト稱セリ。

III. 英吉利

Local Government Board (地方局)ハ一九一八年(大正七年)十一月十八日 Public health (Influenza) Regulations (No. 1)ヲ、同二十二日ニ同上 (No. 2)ヲ布告セリ。第一ノ布告ハ專ラ公衆娛樂場ノ取締ニシテ

(一) 凡テ興業ハ三時間以上繼續ベルヲ得ス。(二)開演ヨリ次ノ開演迄ノ間ハ三十分以上ヲ要ス。(三)幕間ニハ充分換氣ヲナスコト。但シ公衆衛生醫員ノ意見ニヨリ以上ノ規定ヲ輕減スルコトヲ得ヘシ。本規定ハ一九一八年(大正七年)十一月二十五日ヨリ實施ス。

第二ノ布告ニ於テハ、多少ノ訂正ヲ行ヒ「インフルエンザ」流行ノクヌ學校閉鎖セル間ハ學童ヲ活動寫眞館ニ入場セシメサルコト、活動寫眞ノ興演ハ連續四時間ニ及フヲ得ナルコト等ヲ規定シタリ。

英國地方局 (Local Government Board) 布告

一九一八年(大正七年)十一月十八日、流感取締規定第一號左ノ如シ

第一條 略(用語ノ意義)

第二條 凡ノ公衆娛樂場ニ左ノ取締ヲ行フ

- a. 一演技ハ三時間以上連續セナルコト
- b. 各演技ハ三十分以上ノ幕間ヲオクコト
- c. 幕間ニ充分ナル通氣ヲ行フコト

第三條 當局ハ公衆衛生醫ノ意見ニ基キ以上ノ取締ニ手加減ヲ加フ

第四條 本取締ハ一九一八年十一月二十五日以後施行ス

第五條 之ヲ公衆衛生(流行性感冒)取締一九一八年第一號ト稱ス

英國地方局布告(一九一八年(大正七年)十一月二十二日)第二號左ノ如シ

第一條 略

第二條 前布告中活動寫眞ニ關シテハ

- a. 活動寫眞興業主ニ注意ヲ與ヘ、流感流行ノタメ小學校ヲ閉鎖スル場合ニハ兒童ノ入場ヲ禁スルコト
- b. 活動寫眞ニ於テ一演技四時間以上連續セナルコトニ改訂

第三條 本取締ヲ公衆衛生(流行性感冒)取締一九一八年第二號ト稱ス

一九二〇年(大正九年)一月三十一日公衆衛生大臣ノ布告ニヨレハ、個人衛生トシテ過勞、過飲、群衆等ヲ避ケシメ、陸軍式ノ「ワクチン」ヲ作リテ無料配布シ、合併症ヲ防クニ效アル可キヲ信シ、手指ノ洗潔、換氣ニ就テ注意ヲ促シ、發病セル者ノ注意事項ヲ舉ケタリ。又特別委員會ノ設置、官民ノ協力、病人發生家庭ノ隔離、防疫區割ノ制定、病院ノ設備、集合禁止、民衆教育等ニ就テ論ス。豫防實

際ノ措置トシテ敢テ進歩セル跡ヲ見ス

Jin (Brit. med. J. 8 Feb. 1919) バインフルエンザリ一定ノ免疫ノ存在ヲ信シ、混合「ワクチン」有效ナリト曰ク。但シ免疫ノ持続ハ三箇月ナリ。又肺炎血清ヲ五〇cc注射スレハ合併症ヲ豫防スト也フ

Schuttlebotham (Brit. med. J. 19 April, 1919) の報告ニヨレバ、二十箇所ノ毒瓦斯製造所ニ於テ「インフルエンザ」患者ノ發生甚少タ一見抵抗力ヲ増加シタルノ觀アリ。但シ「フォスゲン」ノミハ反對リ感受性ヲ高メ、重症患者ノ發生多シト曰ク

Jones (Brit. med. Journal, 23 Nov. 1918) バ「キニーホ」内服「オイブール」石炭酸液ノ含漱ヲ豫防ニ效アリト稱ス。

英國ニ於テハ豫防ノ重要ナル手段トシテ混合「ワクチン」ヲ推賞セリ。「ワクチン」ニ就テハ別ニ記述ス可シ。

四、伊太利

雑誌 Polyclinico (一九一八年七月) ニヨルニ、當時既ニ「グリッブ」ノ流行アリ、一般ニ輕症ニシテ肺炎ヲ合併スルヤノ少キヲ以テ之ヲ三日熱「デング」「ババタシ」熱等ト混合スル者アリ。但シ是レ「インフルエンザ」ニシテア「氏菌」ヲ検出シタリト報セリ。其後漸次重症者ヲ生シタルヲ以テ八月二十二日ニハ内務大臣訓示ヲ發シテ豫防條項ヲ示シタリ。(一)届出ヲ行ハシムルコト(二)隔離(三)鼻口粘膜ノ消毒、(四)群集ノ制限、(五)消毒ノ實施(口、手、電話器、手布等)、(六)患者ノ保護、(七)食料ノ監視、(八)救護班ノ活動

大正十月五日更ニ豫防ニ就テ訓告ス。(一)感染ノ源ハ患者ナルヲ以テ届出ヲ必要トス。之ニ

適當ノ消毒ヲ行フ可シ。(二)感染ニ危險ナル機會ヲ減ス可シ。(三)醫師ト衛生當局トハ共同活動スルヲ要ス。

伊太利ニ於テハ「キニーホ」ノ豫防力ヲ報スル者アリシカ「マラリヤ」患者モ「インフルエンザ」ニ罹リ易キコト「キニーホ」ノ豫防的服用ハ「インフルエンザ」ノ感染ニハ無効ナルコトヲ經驗セリ。 Verney (polyclinico, 5 Jan. 1919) ハ第一ノ病原ハ不明ニシテ先驅者トシテ動キア「氏菌」、「連鎖球菌」、「肺炎桿菌」假性「インフルエンザ」菌「スピロヘーテ」等カ二次的ニ侵入シテ炎菌、加答兒性菌葡萄狀菌、肺炎桿菌假性「インフルエンザ」菌「スピロヘーテ」等カ二次的ニ侵入シテ種々ノ病變ヲ起スモノニシテ特殊ノ豫防法ナシト稱セリ。英國式ノ「ワクチン」ヲモ試ミタリ。

五、北米合衆國

州ニヨリテ豫防ニモ寛嚴其度ヲ異ニスルモノアリ、一樣ニ律シ難キモ(一)患者ノ届出(二)患者ノ病院收容、住宅内隔離(三)患者ノ隔離、或ハ家族ノ隔離(四)消毒(五)共同飲食器ノ消毒又ハ禁止(六)吐痰ノ監視(七)マスク(八)學校、劇場、活動寫真等ノ閉鎖(九)交通機關ノ雜沓ヲ緩和スル手段(十)救療機關ノ活動(十一)衛生教示(十二)豫防注射。以上ヲ施行セルアリ、一部分行ヘル州アリ。豫防注射ノ如キモ種々ノ「ワクチン」アリ、獎勵セル所アリ、放任セル所アリ。而シテ其結果ニ於テ何レノ手段モ明瞭ナル成績ヲ擧ケ得タルニ非ス。

Journal of Am. m. As. (12 Oct. 1918) ハ檢疫及隔離ハ理想的豫防手段ナルモ實施困難ナリトシ、同誌上ニテ Doutst and Lyon ハ患者ニ接スルコト四步ナレハ小滴感染ノ危険アリ、咳嗽ニ際シテハ十歩マテ及フ(同シテ)「マスク」バ「モスクリン」一枚ナレハヨク病毒ヲ阻止ス可シト説ク。

Cunning (Am. J. Pub. H. No. 10, 1920) ハ唾液傳染病 Saliva-borne Disease ニテハ食器カ傳染ノ媒介ヲナベリテ重要ナシトシ皿類ヲ煮沸消毒スルコトニアリテ此ノ危険ヲ減ス可シト稱ス。三百

七十箇所ノ経験ニ基キ、食器ノ消毒カ「インフルエンザ」ノ傳播ヲ防キ得タルヲ述ヘタリ。

Meader ガロンドンノ「ロー・ヤルンサイエチ」ニテ述ヘタル所ニヨルニ「インフルエンザ」ノ爆發ノ模様明カナルモノアリ。一ノ運送船ニ五千九百五十一人ノ兵士ヲ積ミテ出帆シ、七日ノ後ニ他ノ港ニ着セルニ、當日突然ニ五百七十一人ノ「インフルエンザ」患者ヲ發生シ翌日ハ非常ナル増加ヲ示シ、三日後ニ患者ヲ陸上ニ隔離セルモ患者ノ發生止マス。全員ノ二八%ハ罹病シ、其ノ三二%（五三四例）ハ肺炎トナリ、其ノ三一七例ハ死亡シタリ、即チ罹病者ノ一九%肺炎患者ノ五九・三%ニ當レリ。是レ發病後陸上ノ病院ニ輸送セルタメナル可シ。看護人モ三〇—四〇%罹病セリ。之ニ因リテ考フルニ「インフルエンザ」ヲ豫防スルニハ密居ヲ避ケルコト、患者ハ隔離静養ヲ必要トスルコト、栄養、睡眠換氣等ニ注意スヘキコトナリ。

北米公衆衛生協会ノ「インフルエンザ」ニ關スル特別委員會決議事項

「インフルエンザ」豫防ニ關シ理論ト經驗トニヨリテ一定見ヲ樹立シ衛生當局ニ充分ノ援助ヲ與フルヲ目的トシテ一九一八年（大正七年）十二月九日ヨリ十二日迄市俄古市ニ於テ開催セラレタル北米公衆衛生協会特別委員會ノ決議事項ニシテ其特別委員ハ左ノ五名トナス

ダブルユース・エーネ・エヴァンス（シカゴ）座長

ディーピー・アームストロング（ファーミングガム）

ウイリアム・エツチ・デーヴィス（ウォシントン）

イーダブルユース・コツブ（ニューヨーク）

ウイリアム・シーウッドワード（ボストン）

本病ノ性質

今次ノ流行ハ激烈ナル傳染性ヲ有スル流行病ニシテ今日迄委員會ノ至當ト認ムル報告ニヨレハ人類ニノミ限ラレタル疾患ナリトス

本病ノ第一次的病原體ハ未タ確定セラレナルモ或種ノ病原體アリテ之レカ原因ヲナスモノタルコトハ疑フノ餘地ナシ、而シテ今次ノ流行病ハ一般ニ「インフルエンザ」ト稱セラルルモノ此ノ名稱ヲ以テ今日迄知ラレタル疾病ト同一ナルモノナリヤ又既往ノ「インフルエンザ」カ凡テ同一ノ疾病ナリシヤハ未タ確定セラレナル處ナリ

今日ニ於テハ「インフルエンザ」ヲ他ノ通常ノ感冒又ハ鼻腔、咽喉ノ粘膜ノ炎症ト確然タル區別ヲ示ス可キ方法ナク又「インフルエンザ」患者ノ他ニ傳染ノ危險ナキニ至ル時期ヲ定ムル適當ノ方法ナシ

サレハ本病ノ豫防ニ關シテハ研究機關ノ設備ハ目下緊急ノコトニシテ病原ノ検索、特殊豫防液、治療血清ノ調製ニ關スル研究ニ從事シ夫等ノ豫防液治療血清ノ效果如何ヲ臨床的ニ検シ之レカ管理取締ニ關スル意見ヲ定メシヌアルヘカラス

「インフルエンザ」ノ死亡ノ原因ハ多ク連鎖狀球菌、肺炎球菌或ハ「インフルエンザ」菌ニヨリテ起ル肺炎ニシテ、之レ等ノ菌ノ侵入ハ第二次的ノモノナルカ如シ

病原體ハ患者ノ口腔、鼻腔ヨリ外界ニ放出セラルルコト及ヒ病原體ノ侵入門戸モ口腔、鼻腔ナルコト明カニシテ只其外ノ門戸トシテ眼結膜ヨリ直ニ血行ニ侵入スルカ又ハ涙管ヲ通シテ鼻腔ニ入ルヘキカノ疑ナキニアラス

豫防法

「インフルエンザ」ノ病原體ハ患者ノ鼻腔咽喉ノ分泌物ニヨリテ他ノ感受性強キ人ノ鼻腔咽喉

ニ傳播セラルモノナリドセハ其病原體如何ハ確立セラレストモ推理ノ上ニ於テ豫防法ハ左ニ述ヘントスル原則ニ從ヒテ定ムルヲ得ヘク病原體其物ノ發見ヲ待チテ初メテ定メラルヘキモノニアラス即チ

- 一、病原體ノ傳染徑路ヲ遮断スルコト
- 二、適當ノ豫防液ヲ以テ豫ノ免疫トナスカ又ハ少ナクトモ特異性ノ抵抗力ヲ増進セシムル事
- 三、一般ノ健康狀態ヲ高メ自然ノ抵抗力ヲ増進スルコト

一、傳染徑路ヲ遮断スルコト

甲、飛沫傳染ヲ防止スルコト

乙、咯痰ノ取締

丙、食器飲料ノ監督、此ノ危險ナルコトハ未タ充分ナル根據ヲ有セサルモ相當ノ監督ヲナス事而シテ其細目ニ亘リテノ論議ハ後述各論ニ於テ見ルヘシ

二、免疫及ヒ豫防液

(此ノ項ニ關シテハ尙研究委員會ニ於テ討論報告スル所アルヘシ)

今次ノ流行ニ於テ使用セラレタル「ワクチン」ハ其目的ニヨリテ左ノ二種ニ大別スルヲ得

一、「インフルエンザ」自身ノ豫防又ハ罹患ノ輕減

二、「インフルエンザ」菌、連鎖狀球菌、肺炎球菌等ニヨルト認メラル合併症ノ豫防又ハ罹患ノ輕減

第一ノ「インフルエンザ」自身ノ豫防ノ目的ニ「ワクチン」ヲ使用スルコトニ關シテハ病原體ノ不明ナル今日ニ於テハ第一次ノ疾病ニ對シ特異性ノ「ワクチン」ヲ使用スル學術上ノ根據ヲ見出ス

能ハス、若シ此ノ意味ニ於テ「ワクチン」ノ使用セラルモノアラハ必スヤ未知ノ病原體ニ對シテ一種ノ關係ヲ有スル「ワクチン」ナラサルヘカラス而シテ其效果如何ニ關スル在來ノ報告ハ一つトシテ確乎タル結果ヲ傳フルモノト認ムモノナシ

第二ノ合併症豫防ノ目的ニ「ワクチン」ヲ使用スルコトハ今日ニ於テハ全ク理論的ノコトニシテ委員會ニ於テハ其確實ニ成功スヘキ保證ヲ與フルコトニ充分ナル根據ヲ有セス、是等ノ「ワクチニ」ノ使用ニ際シテハ患者ヲシテ尙其研究ノ時期ニアルコトヲ承認セシムヘキモノトス

委員會ニ於テハ或種ノ「ワクチン」ヲ使用シ其豫防及ヒ治療上ノ效果ヲ實驗的ニ判定セントスルニ當リテハ常ニ次ノ條件ヲ考慮ニ入レサルヘカラサルモノト信ス

(一) 注射セラレタルモノト注射ヲ受ケサルモノトハ常ニ同數ナラサルヘカラス

(二) 以上ノ各類ニ於テハ其抵抗力ハ年齢性別、傳染ノ危險、及ヒ最近ノ流行ニ關シテ其罹病ノ有無等ヲ顧慮シテ同程度ノモノナラサルヘカラス

(三) 各類ノ傳染ノ危險ニ接スル程度ハ其時間ノ長短其他ニ就キテ同様ナラサルヘカラス
(四) 尚各類ノ傳染ノ危險ニ接スル時期ハ流行ノ經過ノ同時期ナラサルヘカラス

三、自然的抵抗力ヲ増進スルコト

身體及ヒ精神ノ過勞ハ出來得ル限り避クヘクシテ常ニ運動、休息、肉體的精神的勞働及ヒ睡眠ノ時間ニ考慮ヲ用ヒサルヘカラス、然レトモ壯年者並ニ身體強壯ナルモノ必スシモ罹病ヲ免レサルコトハ明カナル事實ナリ

公衆ニ對シ必要ニシテ且ツ實行シ得ヘキ豫防施設ハ其公衆ノ狀況工業關係等公衆自身ノ性質、流行ノ狀況、流行ノ時期ニ關係スルコト多ク例へハ主トシテ小都會ノ公衆ニ適當ナルヘキ施

設ハ大都會ニ於テハ實行不可能ニシテ又不適當ナルコトアルヘク又流行ノ初期又ハ末期ニ實行スヘキコト必シモ流行ノ極期ニ於テ適當ナルモノト見ル能ハス、故ニ委員會ハ豫防施設ニ就テ凡テノ衛生當局ニ指針タルヘキ一般法則ヲ規定スル能ハス、只行政施設ノ根本トナルヘキ一般ノ原則ヲ定メテ之レカ實行ハ個々ノ公衆團體ノ手腕ニ任ス

而シテ委員會ニ於テ定メタル豫防方針ハ左ノ如シ

甲、組織體ノ運轉ヲ圓滑ニシ以テ緊急ノ用ニ備ヘ凡テノ物質ヲ中央當局ノ意見ニヨリテ運用シ得ル如クスルコト

乙、流行ニ關スル凡テノ事項ヲ知リ得ル如キ機關ヲ設置スルコト

一、報告ノ義務ヲ強制スルコト

二、檢病調查

丙、呼吸器系ノ衛生ニ關シ廣ク公衆ヲ教育シ咳嗽、噴嚏、唾痰ヲ吐ク事、鼻汁ヲ不注意ニカム事、等ニ關スル注意、指又ハ異物ヲ口、鼻ニ入レサルコト、食事ノ前ニ手ヲ洗フ習慣、「ハンカチーフ」ヲ交換スルコトノ危険、新鮮ナル空氣、一般ニ衛生ヲ重スルコトノ利益等ヲ充分公衆ニ會得セシメ、一般ニ風邪ハ輕々ニ看過スヘカラナルモノナルコト及ヒ、患者並ニ健康者ニ病原體携帶者ノアルヘキヲ以テ一般ニ咽喉、鼻腔ノ分泌物ノ危険ナルコトノ注意ヲ喚起スルコト等ニ努ムヘシ

丁、行政方針

一、曹達水又ハ他ノ公衆ノ飲料ヲ供セラルル個處ニ於テハ「コップ」ノ共通使用、又ハ不充分ニ洗ヒタル「コップ」ノ使用ヲ嚴禁スルコト

二、換氣法ニ關スル法律ヲ施行スル事

本病ハ主トシテ公衆ノ集合ニ關係深キヲ以テ次ノ三項ハ特ニ必要ナル事項トス

三、公衆ノ集合場ヲ閉鎖スルコト

傳染ノ徑路ハ主トシテ口鼻ノ分泌物ニヨルモノナルヲ以テ各種ノ集會ハ傳染ニ關シテ有力ナル誘因タルコト明カナラサレハ公衆ノ集合ヲ其人數並ニ其頻度ニ於テ制限シ集合ノ條件ヲ設ケテ之レヲ取締ルコトハ行政上ニ於テ必要ナル事項ナリトス、必要ナラサル集合ハ當然之レヲ禁スヘク必要止ムヲ得サル集合ハ一定ノ面積ニ對シテ一定ノ人數ヲ制限シ新鮮ナル空氣ニ充分ナル餘裕ヲ殘シ不注意ノ噴嚏咳嗽、喝采ハ禁セサルヘカラス

日常ノ業務上必要ナル會合ハ之レヲ禁スルコト困難ニシテ且ツ實行スヘカラナルコト多シ以下其各ニツキテ考慮センニ

學校

學校ヲ閉鎖スルコトニ關シテハ考慮スヘキ事項次ノ如シ

(a) 理論上學校ハ兒童相互ノ接觸ノ頻度ト程度トヲ増スモノニシテ學校ニシテ閉鎖セラレンカ兒童ノ接觸戶外ニ於ケルト全ク同様トナリ土地ノ狀況ニヨリテ接觸ノ機會ノ增加スルカ減少スルカハ定マルヘシ、其點ニ於テ都會ト田舎トハ關係全ク異ナレリ

(b) 兒童ノ通學ノ途次兒童ニ不適當ナル外氣ニ觸ルルコトナキヤ或ハ長途滿員ノ客車ニ乗込ムコトナキヤ

(c) 學校ニ於テ適當ナル看護、診斷ノ設備ヲ有スルカ

(d) 教師、醫師、看護婦、看護婦カ罹患セル兒童ヲ他ノ兒童ト接觸スル以前ニ於テ之レヲ、辨別シ隔離シ得ルカ

(e) 學校ノ閉鎖カ公衆ノ豫防及ヒ處置ニ對シテ相當ノ人ト能力トノ援助ヲ提供シ得ルヤ

(f) 學校ハ閉鎖セシテ多數ノ缺席教師ヲ生シシ為ニ教育ノ標準ヲ低下スルコトナキヤ

(g) 多數ノ兒童カ罹患シ又ハ罹患ヲ恐レテ家庭ニ留マリ其歸校スル時學校ニ於テ急ニ過重ノ負擔ヲ生スルコトナキヤ

(h) 學校ヲ一時閉鎖シ再ヒ開校スル時ニ新タニ流行ノ勃發スルコトナキヤ

教會

教會ヲ開ク必要アラハ極メテ必要ナル宗教的ノ儀式ニ止メ成ルヘク少人數ニ制限シ各人ノ接觸ノ機會ヲ少ナクセシムルコト

劇場

劇場、活動寫眞館其他娛樂ノ目的ニ公衆ノ集合スル處ニ關シテハ只不注意ニ咳嗽スル人ヲ退場セシムルコトニミ力ヲ用フルコトハ策ヲ得タルモノニアラス即チ不注意ニ咳嗽スル人ヲ發見スルコト困難ニシテ又既ニ一度ヒ咳嗽センカ既ニ其ノ害毒ハ傳播セラレタリト見サルヘカラス、尙劇場ヲ以テ公衆ヲ教育スルニ使用スルコトハ劇場ヲ閉鎖スルコトノ却ツテ教育ニ效アリト見サルヘカラス、而シテ劇場、活動寫眞館等ニ閉鎖ヲ命スル標準ハ換氣法並ニ一般衛生設備ノ如何ニヨリテ定マルモノトス

ナルーン等ノ飲食店

之レラノ閉鎖ハ食器ニヨリテ傳染スル危險ノ有無並ニ多人數密集ノ狀況等ニアリテ定

マル

舞踏場等

舞踏場、球コロガシ、球突場、自働販賣場等ノ閉鎖ハ多人數密集ノ有無ニヨリテ定マル

電車等

之レラニハ凡テ換氣ト清潔トヲ廻行セシムヘク過剰ニ乗込マシムルコトハ禁セサルヘカラス、小都會ニ於テハ一時運轉ヲ中止セシメ住民全部ノ徒步ヲ強ユルモノ可ナリ

葬儀

公葬、追悼會等ハ不必要ナル集會ト見ルヘク且ツ傳染ノ危險多キモノナルヲ以テ禁止セナルヘカラス

四、呼吸保護器

適當ノ方法ニ於テ適當ノ「マスク」ヲ使用スルコトハ病院其他直接患者ニ接スルモノ及ヒ理髮店、歯科醫等ニハ廻行セシメナルヘカラス、然レトモ市民全部ニ強制的ニ實行セシムルコトノ效果如何ニ關シテハ今日ニ至ル迄充分ノ根據ヲ有セス、委員會ハ之レカ實行ヲ強要スル勇氣ナシ、但シ市民各自自衛ノ爲メニ「マスク」ヲ使用セントスルモノニハ其使用方法ヲ教育スル義務アルモノトス

五、隔離

患者ノ隔離ハ實行セラルヘキモノニシテ不注意ニシテ頑迷ナル患者ハ法ヲ以テ強制的ニ隔離セサルヘカラス

六、患者公示

祖迷ニシテ不注意ナルモノ公衆衛生ニ無頓着ナルモノハ告示ヲ以テ公衆ニ知ラシムルコト

七、病院收容

理論トシテハ凡テノ患者カ全部病院ニ收容セラル時ハ防疫上最モ便利ナルヘク小都會ニシテ凡テノ患者ヲ迅速ニ病院ニ收容シ得ル場合ハ其效果著シキモノアルヘシ即チ凡テノ患者カ發見セラレ他ニ傳染ノ機會ヲ有セサル以前ニ病院ニ收容セラルルニアラサレハ流行ヲ阻止スルコトニ效果ナシ、一般ニ家庭療法ハ醫師及ヒ看護ノ注意ノ充分行屆キ他ノ家族ニ傳染ノ危険ナキ場合ニ於テ望マシキコトニシテ患者ヲ病症ノ輕重ヲ問ハス入院セシムルコトハ家庭療法ヲ以テ右ノ注意ノ行キ届カナル時ニ限り效果アルモノトス輕症患者モ全部病院ニ收容スルコトニ關シテハ未タ第二次的疾病ヲ有セサリシモノカ病院ニ於テ他ノ患者ニ接スルカ爲メニ感染スルコトナキニアラストノ反對重症患者ノ凡テヲ入院セシムルコトニハ之レヲ運搬スルコトニ於テ危險ヲ増ストノ非難起ルヘシ

八、咳嗽及ヒ噴嚏

咳嗽及ヒ噴嚏ニ關スル取締ハ公衆ヲ教育シ之レヲ注意セシムルコトニ效果アルヘシ

九、消毒法

消毒法トシテハ清潔ニスルコト、日光ニ曝スコト、換氣ヲヨクスルコト以上ニ望ムヘカラス

十、酒精ノ使用

酒精ノ使用ハ其豫防ニ效果アラス

十一、噴霧及ヒ含嗽

噴霧及ヒ含嗽ハ次ノ理由ニヨリテ傳染ヲ防禦セス

- (a) 委員會ノ知レル範囲ニ於テハ粘膜ヲ損傷スルコトナシニ病原體ノミヲ殺菌スル如キ噴霧剤含嗽劑ナシ
- (b) 鼻腔、咽腔ヲ洗滌シテ病原體ヲ機械的ニ除去スルコトハ不可能ナリ
- (c) 之レラノ使用ハ防禦的ニ作用スル粘液ヲ除去シ却ツテ傳染ノ危険ヲ増加スルモノナコトナリ

雜

- 一、大學、養育院其他同様ノ機關ニ於テハ外界ヨリ來ルモノニ對シテ嚴重ナル検疫ヲ行フヘシ流行ノ初期ニ於テ實行セス其所在其方法ニヨリ之レヲ合理的トナシ一時タリトモ有效トナラシムヘシ、一時ノ成功ニテモ達シ得ンカ流行ハ發生シタリトスルモ他處ヨリ後レテ發生シ適當ノ醫師看護婦ヲ得ルニ便利ナルヘシ
- 二、豫防ニ關シ推舉シタル方法ハタトヒ最後ノ目的ヲ達シ得ストモ流行ヲ緩徐ニスル事ニ效果アルヘク流行ノ緩徐トナルコト夫自身ニ於テ充分ノ便宜ヲ得ルコトトナルヘシ
- 三、本病ノ統計適當ノ報告ヲ微スルコトハ極メテ必要ナルコトナリ

四、委員會ハ本病ノ死亡率、罹病率、死因、経過期間、經濟事情、治療法ニ關シ充分ナル統計的研究ノ必要ヲ高唱セサル能ハス
之レラノ事情報告ノ統一的蒐集數量的統計表ノ分析等ニヨリテ本病ノ性質ニ關スル重要ナル事項ヲ知ルヲ得ヘク、本病ノ病原轉歸並ニ治療法ニ關スル一般ノ原則モ臨床的ニ患者ノ各例ヲ仔細ニ觀察スルト同時ニ流行ノ統計ヲ徹底的ニ検スルコトニヨリテ知ラルヘキナリ
五、本會ノ推舉セル方法ハ一般呼吸器ノ衛生ヲ進歩スルコトニ於テ有效ニシテ實際ニハ肺炎及ヒ他ノ呼吸器疾患ノ豫防法トナルヘキモノナリ
救助ニ關スル施政方針

救助ニ關シテハ委員會ニ於テハ左ノ如キ考慮ヲ要スヘキモノトセリ

一、一般ノコト

(一) 居出ヲ強請スルコト

(二) 隔離、共同動作、宣傳教育ハ醫師ヲシテ報告ヲ欲セサルニ至ラシメナル程度ニ實行スヘキコト

(三) 患者ヲ公示スルコトハ隔離ト同様ノ手心ナラナルヘカラズ

(四) 學校等ハ其職員ヲシテ豫防ニ關シ醫師、看護婦ノ補助其他特志ノ職務ニ從事セシムルヲ得ル場合之レヲ閉鎖スヘシ

(五) 行政ヲ執行スル際ニハ衛生當局ニハ相當ノ權威ト實力トヲ與ヘサルヘカラズ

二、準備行為

(一) 醫師、看護婦、公職ニ從事スルモノ、看護婦補助員書記、炊事婦、洗濯婦、自働車自働車運轉手マス

ク製造人、其他各種ノ有志家ヲ登録シ適當ニ配布シ各種ノ公共機關ハ防疫ニ從事セシムル様ニスルコト

恢復患者ニシテ血清ヲ與ヘントスル特志家ヲ募集シ常ニ使用ニ堪エ得ル如クスルコト
(二) 以上ノ物資ハ一ツノ中樞ノ下ニ集中シ市ハ之レヨリ其配布ヲ受クルコト、而シテ其中樞ハ州ノ重要ナル代表者ヲ以テ監督セシメ事業ニ適當ノ支配者ヲ以テ實行セシムスアルヘカラス

ス

(三) 執務ハ二十時間制トシ出勤退廳ハ電話裝置ニヨルコト

(四) 地方ハ州ト、州ハ國ト連絡ヲ保タサルヘカラズ

三、罹病患者ノ登錄

小都會ニ於テハ全ラノ醫師ヲ訪問シ次ノ如キ報告ヲ聽取スヘシ

(a) 取扱ヒタル患者ノ數

(b) 入院治療ヲ要スル患者ノ數

(c) 家庭治療ニ要スル患者ノ數

(d) 醫師ノ缺乏ヲ感スル患者ノ數

此ノ報告ハ醫師看護婦ノ缺乏ニ關スル現情ヲ知ルヲ得ヘク大都會ニ於テモ出來得ル限り各種ノ機關ヲ使用シ例ヘハ警官等ヲシテ家庭ヲ歴訪セシメ患者ノ數ヲ知リ之レヲ分類スルコトハ有益ノコトタルヘシ

四、看護婦、醫師、病院ノコト

甲、看護婦ノコト

- (一) 公衆衛生ニ關係スル看護婦ハ一ノ中権ノ監督ノ下ニ流行ノ形勢ニ隨ヒ集合分配セラレ
ナルヘカラス
- (二) 補助看護婦有志家等ハ熟練セルモノノ下ニ其能力ニヨリテ等級ヲ附シ家庭又ハ病院ニ
於テ使用シ「インフルエンザ」及ヒ肺炎ニ對シテ充分ニ訓練セシムルコト
- (三) 出來得ル限り公衆ノ利益ノ見地ヨリ監督スルハ看護婦ヲ必要ニ使用スルコトヲ防止
スルコトナルヘシ
- (四) 市外ヨリ來ル看護婦ニ對シテハ宿所等ノ注意ヲ怠ルヘカラス
- (五) 赤十字家庭看護婦講習ヲ終ヘタルモノ特ニ「インフルエンザ」ニ關スル訓練ヲ與ヘ出來得
ル限り利用スヘク其姓名住所、電話番號、健康状態、能力、勤務ノ意志等ヲ記載シ置クコト
- 乙、醫師ノ非常勤務
- (一) 官憲ニ於テ利用シ得ヘキ醫師ハ非常ノ場合ニ於テハ出來得ル限り利用スヘシ例ヘハ工
場醫學校醫、有志家雇醫師、醫學校ノ四年生等ノ如シ
- (二) 之レラノ醫師ハ醫師ノ缺乏セシ時ニ提供セラルヘキモノナリ
- (三) 或ル地方ニ中央相談所ヲ立テ私人ノ醫師ノ求メニ應スルコト
- 丙、病院ノコト
- (一) 病院ハ常ニ巡察シテ利用スヘキ病床ノ數、醫師ト看護婦ノ不足、炊事婦、食料ノ供給、狀態ヲ
知ルコト
- (二) 中央相談所ハ出來得ル限り多クノ病院ニ關係ヲ有シ病院ノ病床ノ狀態ヲ精細ニ知リ有
無相通セシメ常ニ適當ノ患者ノミヲ收容スヘキナリ而シテ姪婦ニ對シテハ殊ニ病院ノ
家庭ニ於テ治療シ得ヘキ急要セサル外科的又ハ慢性ノ患者ハ此ノ際退院セシムルコ
ト
- 丁
- (五) 恢復セル家庭ニシテ病院ノ近キニアラハ輕症又ハ恢復期ノ患者ノ收容ニ借用ニ努ムヘ
ク病院ヲシテ常ニ急性ノ患者ノ收容ニ餘裕ヲ生セシムル爲ニ看護ノ上ニ多大ノ利益ア
リトス
- (六) 野戰病院ヲ利用スルコト
- 戊、社會的及ヒ救濟的施設
- (一) 當局ハ常ニ家庭ト連絡ヲ保ツコト
- (二) 艾十字ノ特志者ハ家庭ニ連絡ヲ保チ其責任者カ入院セル時或ハ死亡セル時之レカ救濟ニ
努メ兒童ノ注意等ヲナスヘキコト
- (三) 貧困其他ノ狀態ヲ患者ノ家庭ニ歸ル以前ニ於テ取調フルコト
- (四) 各種機關並ニ家庭カ「インフルエンザ」防疫ノ爲メニ多忙ヲ極メ彼等自身ノ必要ナル業務ニ
從事スル能ハナル時ニハ之レカ救濟ヲナスコト
- (五) 普通ノ慈善事業教會等ノ活動ヲ促スコト
- (六) 住ヲ離レタル醫師看護婦ニ對スル保養機關ヲ設置スルコト
- 六、食料

(一) 高等學校、師範學校、大學校等ノ公共ノ炊事場ハ利用シテ食料ニ缺乏セル家庭又ハ公共機關ニ支給スルコト

(二) 個人ノ家庭モ炊事ニ餘裕アラハ食料支給ヲ助クルコト

七、洗濯場

(一) 特別ノ洗濯物蒐集、配達機關ハ家庭及ヒ公共機關ニ必要ナリ

(二) 補助ヲ受クル公立ノ洗濯場並ニ私立ノ醫師ノ洗濯場ハ當局ニテ引受クルコト

八、屍體ノ處置

(一) 死亡報告ハ迅速ナルヘシ(二十四時間)

(二) 日々使用ニ堪フル棺及ヒ其ノ製造ハ之レヲ調査シ「インフルエンザ」行政機關ノ許可ナクシテ賣却セシメナルコト

(三) 屍體陳列場ノ設備

(四) 棺車ノ世話

(五) 屍體ノ處置ニ關スル自働車ノ世話

(六) 墓地ノ世話

九、教育訓令公示

文書又ハ講演ニヨリテ教育スルコトハ必要ナリ

(一) 醫師ニ對スル命令

(二) 醫師ニ療法及ヒ流行ノ今後ノ豫想ヲ知ラシムルコト

(三) 醫師看護婦藥商ヲシテ家庭ニ訓示ヲ傳ヘシムルコト

- (一) 藥品ニ關スル注意
- (二) 「インフルエンザ」罹病者及ヒ其家庭ニ燃料ノ先取權ヲ與フルコト
- (三) 流行ノ經過後ニツキ醫師、看護婦、救濟事業ノ跡仕末、工場ノ雇入問題及ヒ續發性疾患ニ關スルコト
- (四) 衛生當局ハ各社會ノ狀況ニ應シテ上記ノ概略ニ從ヒ實行ヲ期スヘキモノナリ
- (五) 家庭ニハ醫師ノ來ル迄如何ニスヘキヤヲ知ラシムルコト
- (六) 醫師、工場主、學校管理者ニ呼吸器病ノ初期ヲ如何ニシテ處置スヘキカヲ知ラシムルコト
- (七) 公衆ニ注意ノ必要ナルコト、病後直ニ仕事ニ從事スルコトノ危險ヲ知ラシムルコト
- (八) 公衆ニ不正ナルモノヲ避ケシムル爲メ公認ノ醫師、看護婦、藥品其ノ他ヲ知ラシムルコト

十、雜

- (一) ブロイセンニテハ一九二〇年(大正九年)春ノ流行ニ於テハ強制届出ヲナサシメシカ、病勢ノ減退後之ヲ撤廢シタリ
- (二) 「インフルエンザ・パンデミー」後ニ至リテ編輯サレタル Kolle-Hetsch 其他ノ細菌學書ニヨルニ、「インフルエンザ・パンデミー」モ「インフルエンザ」モ「ワクチン」モ「インフルエンザ」ハ豫防シ得ヘキ疾病ニアラス。届出モ、隔離モ、群集制限モ「マスク」モ「ワクチン」モ
- (三) 独逸

恐ラク實績ヲ賛スコトナカラント説ケリ。Lenz ノ如ク「マスク」ラ有效ト稱シ、Baertlein et Thoma (Munch. M. W. 14 mai, 1920) ノ如ク「インフルエンザ」肺炎ノ豫防ニ自家ワクチン」ラ使用セントベ、ルカ如キ説アルモ獨逸一般ニハ特殊ノ豫防施設ナカリシモノノ如シ

七、其他ノ諸國

葡萄牙ニ於テハ一九一八年(大正七年)九月二十九日豫防案ヲ作り、同十月七日ニハ政府ニ特別委員ヲ置キ、銳意豫防ヲ努メタリ。其ノ要項左ノ如シ

(一)醫師ハ傳染病豫防法ニ準シテ患者届出ノ義務アルモノトス。地方衛生官ハ中央當局ニ流行状態ヲ打電ス可シ

(二)特殊豫防法ナキモ、消毒ヲ完全ニシ、殊ニ肺炎ヲ發セル場合ニ注意ス。咳嗽ヲ獎勵シ、人ノ移動ヲ禁止ス

(三)成ル可タ入院加療セシム

(四)「インフルエンザ」専務ノ醫師ヲ公設ス

(五)地方ヲ區割シテ救療班ヲ設置ス

(六)富豪特志家ノ活動ヲ促ス

ウルガイニ於テハ一九一九年(大正八年)四月十四日、重症「インフルエンザ」ラ法定傳染病トナシ、届出テシム

ブラジルノベルナンブッコニテハ一九一八年(大正七年)十一月二十五日ニ「インフルエンザ」ラ届出テシムルコトトシ、醫師ノ勤員ヲ行ヒ、防疫區割ヲ定メ豫防ニ勉メタリ

八、洲

一九一九年(大正八年)一月ニ於ケル流行ハ、恰モ盛夏ノ候ニシテ、戶外並ニ戸内ノ集合ヲ禁シ、劇場展覽會ヲ閉鎖シ、教會ノ集會モ「マスク」ラ使用スルニ非サレハ之ヲ禁止シタリ。然レトモ、炎暑烈シクシテ涼ヲ採ル男女ハ毎夜海邊ニ群集シ、傳播ヲ容易ナラシメタリ。豫防施設ハ衛生局之ヲ司リ、醫學者ヲ招集シテ諮詢機關ヲ作レリ。病院ノ不足ヲ感シタルヲ以テ假病院ヲモ設置シタリ。「ワクチン」ハ英國式ヲ使用シテ效果アリシカ如シ

第四章 我邦ニ於ケル今次ノ流行狀況

八四

第一節 流行ノ概況

海外諸邦ニ於ケル蔓延ノ概要ハ上述セルカ如シ而シテ既往十六世紀ヨリ一八八九年(明治二十二年ニ至ルマテ)本病ノ大流行ニ際シテハ我國モハ治ント毎次其流行ヲ見ナルコトナカリシカ如キハ本病疫學史ノ示ス所ナリ特ニ船舶ノ往來通商ノ繁劇ヲ加ヘタル今次ノ流行ニ於テ我國亦之カ侵襲ヲ受クルニ至リシハ到底免レ得サル所ナリシナリ。即チ本邦ニ於テハ西歐ノ流行ニ後ルルコト三四箇月大正七年八月下旬ヨリ九月上旬ニ至リ初メテ蔓延ノ兆ヲ呈シ忽チ急激ナル勢ヲ以テ全國ニ蔓延シ爾來大正十年七月ニ至ルマテ三回ノ流行ヲ反復セリ。而シテ海外ヨリノ侵入徑路ニ關シテハ大正七年五月上旬南洋方面ヨリ横須賀ニ歸港シタル一軍艦二百五十名ノ同病患者ヲ發シ次テ同年九月二日北米ヨリ横濱ニ入港シタル一船舶ニ多數ノ同病患者ヲ有シ之等ヨリ陸上ニ傳播シタリト認ムヘキ事實アルモ之ヲ以テ直チニ本病ノ初發ナリト斷シ難キ理由アリ。而已ナラス大正七年初春及五六月ニ於ケル「インフルエンザ」様疾患ヲ以テ本流行ノ先駆ナリト認ム者アリ或ハ之ヲ全ク別種ノ疾患ナリト説ク者アリ。又本邦ニ於ケル傳播ノ狀況ニ就キテモ殆ント秩序アル系統ヲ示ササルヲ以テ海外ヨリノ侵入徑路並ニ其ノ内地ニ於ケル源發地ハ全ク不明ナリト云フノ外ナシ

各府縣ニ於テ調査シタル流行期間患者死者總數ヲ各流行別ニ比較スレハ左ノ如シ

流 行 期 間	患 者	死 者	對 患 者 百
第一回 自大正七年八月 至同八年七月	二二、一六八、三九八	二五七、三六三	一、一二二
第二回 自大正九年七月 至同九年八月	二、四一二、〇九七	一二七、六六六	五、二九
第三回 自大正九年八月 至同九年七月	二二四、一七八	三三六、九八	一、六五
計	二三、八〇四、六七三	三八八、七二七	一、六三

第一項 第一回流行狀況

上述セル如ク本流行ノ端ヲ開キタルハ大正七年八月下旬ニシテ九月上旬ニハ漸ク其ノ勢ヲ増シ十月上旬病勢頓ニ熾烈トナリ數旬ヲ出テ斯シテ殆ント全國ニ蔓延シ十一月最モ猖獗ヲ極メタリ十二月下旬ニ於テ稍々下火トナリシモ翌八年初春酷寒ノ候ニ入り再ヒ流行ヲ逞ウセリ最モ早く發生ヲ見タルハ神奈川、靜岡、福井、富山、茨城、福島ノ諸縣ニシテ之ト相前後埼玉、山梨奈良、鳥根、德島等ノ諸縣ヲ襲ヒ九州ニ於テハ九月下旬ヨリ十月上旬ニ涉リ熊本、大分、長崎、宮崎、福岡、佐賀ノ各地ヲ襲ヒ十月中旬ニハ山口、廣島、岡山、京都、和歌山、愛知ヲ侵シ同時ニ東京、千葉、栃木、群馬等ノ關東方面ニ蔓延シ爾餘ノ諸縣モ殆ント一旬ノ差ヲ見シテ悉ク本病ノ侵襲ヲ蒙レリ十月下旬北海道ニ入り十一月上旬ニハ遠ク沖繩地方ニ及ヒタリ

本病流行ノ狀況ヲ統計的ニ觀察スルコトハ甚タ困難ナリト雖モ道府縣ニ於テ調査シタル所ニヨレハ大正七年八月初發以來八年一月十五日迄ノ概數ハ患者約一千九百二十三萬六千人餘死者實ニ二十萬四千人餘ニシテ患者ハ全人口ノ三分ノ一ニ達シ死者ハ人口千ニ對シ三・五八ノ高率ニ及ベリ患者百ニ對スル死亡ハ一・〇六ニシテ其率比較的低カリシモ罹病者ノ多數ナリシ

タメ死亡者又多ク稀ニ見ル慘害ヲ蒙レリ

各府縣ニ於ケル蔓延ノ狀況ヲ見ルニ、其ノ初發ノ地ハ二三ノ例外ヲ除キ多クハ交通頻繁ナル都市ニ發シ之ヨリ放射狀ニ其ノ周圍村落ヲ侵襲スルヲ常トセリ、即チ市内ニ於テハ學校兒童ノ缺席增加シ、又工場職工等ノ缺勤續出シ一兩日ニシテ數十數百ニ上リ、一般ノ注意ヲ惹ク時ニ於テハ既ニ病毒ハ全市ニ瀰漫シ數日ナラスシテ全市民ノ大半ヲ襲フヲ例トセリ。流行猖獗時ニ於テハ學校工場等ハ一時閉鎖ノ已ムナキニ至リタルモノ少カラス、而シテ市ヨリ更ニ其ノ周圍部落ニ蔓延スル狀亦凡ソ此ノ類ナリ、此ノ如クニシテ本病ハ全縣下ニ傳播セリ

今一縣ニ於ケル流行ノ狀ヲ觀察スレハ、都市ハ漸次衰退ニ傾キツツアルノ時ニ當リ附近村落ハ流行ノ極ヲ示シ、更ニ山間ノ僻地ニ於テハ漸ク流行ノ徵ヲ見ントスルカ如キ狀況ニ在リタリ、從テ交通機關ノ發達セル地方ニ於テハ流行ノ期間短カク三旬ヲ出テスシテ病勢衰退シタル所ナキニアラサルモ、之ニ反シ交通不便ノ地方ニ於テハ十二月末ニ至リ漸ク患者減退セリ。然ルニ翌八年二月酷寒ノ交ニ於テ再ヒ流行猛烈トナリ且ツ病勢惡化シ所謂流行性感冒肺炎ヲ起シ斃ルモノ數カラサリキ。其發生患者數ヲ見ルニ一月後半ニハ四十九萬六千人二月前半ニハ更ニ五十一萬六千人ニ上リ二月後半ニハ稍減少シタリシモ尙三十八萬四千人ヲ算シタリ、之カタメ地方ニヨリテハ醫師、看護婦ノ不足、治療材料ノ缺乏等ヲ來シ、人心爲ミニ安カラサル狀態ニアリシモ、三月以來病勢漸次減退シ同月ノ發生患者數三十八萬人四月十八萬人、五月三萬七千人トナリ、六月ニハ僅ニ八千人ニ減シ六月下旬ヨリ七月ニ至リ本流行ノ終熄ヲ見タリ

本病ノ死亡者數ハ大體ニ於テ發生患者數ト相並行シテ増減アリト雖モ患者ニ對スル死亡比例ハ最初ハ比較的低ク流行ノ經過ト共ニ漸次其ノ率ヲ増セリ、即チ大正七年ノ流行期ニ於テハ

患者百ニ對シ一人強ニ過キナリシカ翌年一月末ヨリ二月初旬ニ至リ二人弱ニ上リ、二月下旬ヨリ三月ニ於テハ更ニ三・一三・七人ニ、四月ニハ四・九六人ノ高率ニ達シタリ、五、六、七月ハ稍低下ノ傾キアリタルモ尙四・〇%以上ヲ示シタル所以ハ、大體ニ於テ病勢ニ關係セルモノニシテ、初期ニ於テ對スル死亡率ノ漸次增加ヲ示シタル所以ハ、大體ニ於テ病勢ニ關係セルモノニシテ、初期ニ於テハ虛弱者、老幼者ヲ除キテハ死亡スルモノ數カリシモ、流行ノ經過ト共ニ病性惡變シ肺炎ヲ併發スル者多ク之カ爲ミニ虛弱者ノミナラス強壯者ニテ號レタル者數カラサリシト、其他種々ノ後發症ニヨリ死ノ轉歸ヲ取リタル者多數アリ、且ツ本病以外ノ死因ニヨルモノモ亦本病ト見做ナレタルモノ亦數カラサリシニヨルヘシ。本病死亡率ハ他ノ急性傳染病ニ比シ寧ロ最下位ニアリニ拘ハラス、今回ノ流行ニ於テ嘗テ見ル能ハサリシ多數ノ死者ヲ出シタルハ實ニ其傳染力ノ猛烈ニシテ患者頗ル多數ナリシニ因ル

今回ノ流行ヲ通シテ各地方廳ニテ調査シタル概數ニ據レハ總計患者二千百十六萬八千三百九十八人死者二十五萬七千三百六十三人ニシテ内最モ多數ノ患者ヲ出シタルハ東京府ノ一百四十二萬一千九百八十人ニシテ、愛知ノ一百二萬九千五百三十人之ニ次キ、兵庫、埼玉、靜岡、鹿兒島ノ諸縣ニテモ亦七十萬人以上ノ患者ヲ算シタリ、最モ少カリシハ沖繩縣ノ十萬四千四百三十二人ニシテ高知、石川兩縣モ亦十五萬人ヲ出テサリキ。最モ多數ノ死亡者ヲ出シタルハ兵庫縣ノ一万四千七百三十人ニシテ東京府ノ一萬三千五百七十四人之ニ次キ其他一萬人以上ヲ出シタルハ大阪府及埼玉縣ナリ、最モ少カリシハ高知縣ノ九百二十四人ナリ。患者ニ對スル死亡比例ハ各府縣ヲ通シテ大ナル差異ヲ見ス、全國平均一二二%ニシテ石川縣ノ二七四%ヲ最高トシ、高知縣ノ〇・六三%ヲ最低トス

本流行ニ於ケル府縣患死者概數ハ末章統計第一表ノ如シ

八八

第一項 第一回流行狀況

大正七、八年ニ亘ル前回ノ流行ハ概略右ノ如ク春夏ノ交ニ至リ全ク終熄ヲ告ケタルモ再ヒ八年十月下旬、向寒ノ候ニ及ヒテ神奈川、三重、岐阜、佐賀、熊本、愛媛等ニ流行再燃ノ報アリ、次テ十一月ニ至リ東京、京都、大阪ヲ始メトシ茨城、福島、群馬、長野、新潟、富山、石川、鳥取、靜岡、愛知、奈良、和歌山、廣島、山口、香川、福岡、大分、鹿兒島、青森、北海道等ニ相前後シテ散發性流行ヲ見、爾餘ノ諸縣モ漸次流行ヲ來スニ至レソ

本流行ハ前回ニ於ケル病毒ノ殘存セルモノカ、氣候ノ變化ニヨリ呼吸器ヲ侵サルル者多キニ及ヒテ再ヒ擦頭セルモノノ如ク其感染者ノ多數ハ前流行ニ罹患ヲ免レタルモノニシテ病性比較的重症ナリキ前回ニ罹患シ尙ホ今回再感シタル者ナキニアラナルモ此等ハ大體ニ輕症ナリシカ如シ

各地流行ノ狀ヲ見ルニ都鄙、交通等ノ關係ニヨリ相違アルモ、概シテ前回激シキ流行ヲ見サリシ地方ハ本回ハ激シキ流行ヲ來シ、前回ニ甚シキ慘狀ヲ呈シタル地方ハ本流行ニ於テハ其ノ勢比較的微弱ナリシカ如シ

斯くて各地ニ散發セル病毒ハ再ヒ漸次四圍ニ傳播シ、遂ニ一、二縣ヲ除キテハ何レモ患者ノ發生ヲ見サル處ナキニ至リ、翌春一月ニ及ヒ猖獗ヲ極メ多數ノ患死者ヲ出シタリ、三月ヨリ漸次衰退シ六、七月ニ至リ全ク終熄シタリ

本回ニ於ケル患者數ハ前流行ニ比シ約其ノ十分ノ一一過キナルモ其病性ハ遙ニ猛烈ニシテ

患者ニ對スル死亡率非常ニ高ク三、四月ノ如キハ一〇%以上ニ上リ全流行ヲ通シテ平均五・二九%ニシテ前回ノ約四倍半ニ當レリ

各府縣患者死者ノ概數ハ末章統計第二表ノ如シ

第三項 第三回流行狀況

本流行ハ大正九年八月上旬福岡、高知ニ同下旬兵庫ニ初發シタルヲ破格トシ、其他ノ地方ハ一般ニ九月中旬又ハ下旬ニ初發セシモノノ如キモ、其症狀ハ普通ノ感冒ト區別スル能ハナル程度ノモノ多ク、前流行ニ於ケルカ如ク、町村、部落ヲ風靡セルカ如キ事實ナカリシモ、氣候ノ變遷ニ從ヒ患者漸次增加ノ傾向ヲ示シ十一月下旬ヨリ十二月上旬ニ至リテハ廣ク諸縣ニ涉リ各地方共多少ノ患者ノ散發ヲ見タリシモ流行其シキニ至ラス、其症狀モ亦惡性ヲ帶ヒス肺炎ヲ併發スルモノ殆ント稀ニシテ大正十年一月ニ入り患者發生數ハ稍々增加シタルモ四、五月ヨリ漸次其數ヲ減シ六、七月全ク終熄セリ、其概況ハ末章統計第三表ノ如シ

第二節 統計的觀察

第一項 流行性感冒患死者統計

一、前後三回ノ流行ニ於ケル患死者總數

前後三回ノ流行ヲ通シテ總數患者二千三百八十九萬四千六百七十三人、死者三十八萬八千七百二十七人、即チ人口千ニ對シ患者四一六・八八人、死者六・七六人ナリ、本調査ニ漏レタル患者多數ア

ルヘキヲ以テ實際ノ患者數ハ遙ニ多數ナリシナラン(末章統計第一表ヨリ第三表參照)
二、前後三回ノ流行ニ於ケル人口ニ對スル患死者比例、患者ニ對スル死者比例
大正七年ヨリ大正十年ニ至ル前後三回ノ流行ニ對シ人口千人ニ對スル患死者ノ割合及患者

患者百ニ對スル死者	患者百ニ對スル患者	月別罹患率	年別罹患率
一・〇六	三・五八	一・七九	一・七九
一・七九	〇・一五	二・四五	二・四五
二・四五	〇・三八	三・六九	三・六九
三・六九	〇・二四	四・四五	四・四五
四・四五	〇・〇九	四・八四	四・八四
四・八四	〇・〇三	一・二二	一・二二
四・八四	〇・〇一	一・二二	一・二二
一・二二	〇・〇〇	一・二二	一・二二
一・二二	四・五〇	一・二二	一・二二
一・二二	三・一	一・二二	一・二二
一・二二	二・三・〇六	一・二二	一・二二
一・二二	一・〇・〇七	一・二二	一・二二
一・二二	二・七六	一・二二	一・二二
一・二二	一・三八	一・二二	一・二二
一・二二	一・二五	一・二二	一・二二
一・二二	〇・〇九	一・二二	一・二二
一・二二	〇・九五	一・二二	一・二二
一・二二	〇・六七	一・二二	一・二二
一・二二	〇・三〇	一・二二	一・二二
一・二二	〇・一五	一・二二	一・二二
一・二二	〇・〇一	一・二二	一・二二
一・二二	〇・〇〇	一・二二	一・二二
一・二二	二・三〇	一・二二	一・二二
(季均)			
五・二九	一・〇・七二	一・〇・八六	一・〇・八六
二・九七	三・七九	六・六一	四・一三
六・七二	六・七一	六・六一	二・八四
六・七一	一・〇	一・〇	一・〇
六・七一	一	一	一
六・七一			

是レニヨリテ見ルニ第一回ノ流行ニ於テハ全人口ノ約四割ノ患者ヲ出シ、特ニ其發生多數ナリシハ大正七年十月ヨリ十二月ニ至ル期間ナリキ、第一回流行ニ於テバ患者ノ死亡率ハ一・二二%ニシテ他ノ流行時ニ比較スレハ最低ナリシモ之レニ反シ患者發生ノ多數ナリシ結果人口千ニ對スル死亡率ハ最高ニシテ約四人ニ當レリ

第二回流行ニ於テハ患者數ハ前流行ノ約十分ノ一ナリシモ、患者ノ死亡率ハ五・二九%ナリシテ以テ他ノ流行時ニ比シ最高ク而シテ人口千ニ對スル死亡率ハ約二人ナリ

モ亦一六五%ニ下レリ

以上三回ノ流行ニ於ケル病勢ノ經過ヲ既往ノ流行ニ對照スルニ流行ノ當初ニ於テハ患者多發スルモ死亡率少ク即チ概シテ病性良ナルモ、流行ノ終末ニ近ツキ又ハ次回ノ流行ニ於テハ患者數少キモ死亡率著シク多ク、之ヲ簡々ノ患者ニ關シ觀察スルモ肺炎等ノ危險ナル合併症ハ後期ニ於テ之ヲ來スモノ多キカ如シ

既往ノ流行ニ就テ此等ノ關係ヲ探ラムトスルモ、據ルヘキモノ少クシテ之ヲ知ルニ由ナキモ明治二十三年(西暦一八九〇年)ノ流行當時ノ官報ニ海外ノ流行ニ關スル摘錄アリ、即チ参考ノ爲之ヲ摘記スレハ左ノ如シ

此病ノ流行スルヤ其傳播ノ猛烈ナルニ拘ラス死亡者ヲ出スコト比較的渺ク世人ハ蔓延ノ猛烈ナル他ニ其比ヲ見ナルヲ以テ其死亡數モ亦之ニ準シテ甚シカルヘシトノ想像ヲ抱クモノアランカ決シテ然ラス、最モ惡性ナリトノ聞ニアリシ一八三七年(天保八年)ノ流行ニ於テスラ死亡比例僅ニ二%ニ過キサリキ、又一八六二年(文久二年)愛蘭ノ流行ニ於テモ其比例二%ヲ超過セス而シテ今回ノ流行ハ其性善良ナルカ如ク特ニ流行ノ初ニ於テ然リトス、昨年十二月十六日獨逸柏林府ニ於テ教授ライデンノ發企ニ由リ開會セラレタル內科醫學會ニ於ケル會議ノ顛末ヲ見ルモ今回ノ流行頗ル良性ニシテ死者一人モナク肺炎ノ如キ合併症モ以前ノ流行ニ比シテ多キニ至ラス、且ツ之ヲ患フル者ノ數モ凡ソ住民ノ十分ノ一ナルヘシト云ヒ、又巴里府ニ於ケルブルアンド及フルストノ調查ヲ見ルモ良性ノ流行性感冒ニシテ全經過ハ僅ニ三、四日敢テ畏ルルニ足ラスト云ヒ、同地ノ醫師ハ其流行ノ良性ナルカタヌ豫防法ヲ要セスト論述シ又翌一八九〇年

(明治二十三年)一月二十七日倫敦電報(一月十八日、日本「太陽」ニハ巴里ニ於テハ該病病勢稍不良ノ徵アリテ、死者既ニ二百人ヲ出シタリト云ヒ、又一月八日ノ我カ官報ニモ同地ニ於テハ死者倍倍増加セリトノ一報ヲ掲ケタルヲ觀レハ昨年末ニ至リ巴里ニ於テハ稍惡性トナリタルカ如キ景況ナキニアラストノ記述アリ、右記事ニ依レハ一八八九年(明治二十二年)ノ流行ニハ患者多ク死者比較的少ク翌一八九〇年ニ至リ病性惡化シタル如ク觀取セラル、又他ノ記錄ニ依ルモ一八八九年(明治二十二年)末西歐ニ發生セル本病ハ翌一八九〇年二、三月ニ至リ波斯、印度、亞弗利加ヲ襲ヒタル時ニ於テ最キ惡性ヲ呈シ高キ死亡率ヲ示セルコトヲ記シタリ

此等海外ノ事實等ヲ參酌推考スルニ本病カ初發ノ當時ニハ一時ニ多數ノ患者ヲ出スモ、病勢各年齡級患者數ハ二十一—三十歳ヲ最多トシ十一—二十歳、三十一—四十歳、六—十歳、四十一—五十歳、五十一—六十歳、六十一—七十歳、七十一—八十歳ノ順位ニシテ各年齡級ノ罹患比例ハ不明ナルモ概シテ壯年者ノ罹患比例大ナリシカ如シ、男女ノ罹患比例ニハ大ナル差異ヲ見ス。各年齡級患者ニ對スル死者ノ比例ハ男女共ニ九十一—一百歳、八十一—九十歳ヲ最高トシ之ニ次キ男ハ五歳以下、七十一—八十歳、六十一—七十歳、三十一—四十歳、五十一—六十歳、二十一—三十歳、四十一—五十歳、十一—二十歳、六—十歳ノ順位ニシテ女ハ七十一—八十歳、二十一—三十歳、六歲、四十一—五十歳、十一—二十歳、六—十歳ノ順位ニシテ女ハ七十一—八十歳、二十一—三十歳、六—十歳、十一—二十歳、五十一—六十歳、四十一—五十歳、六—十歳、十一—二十歳十一—七十歳、五歳以下、三十一—四十歳、五十一—六十歳、四十一—五十歳、六—十歳、十一—二十歳

四、市郡別月別患者比
較(末章統計第五表參照)

ト各月別共市部ハ郡部ヨリ其率高ク第二回流行ニ於テハ初期及末期ニハ郡部ハ市部ヨリ其率低キモ流行極期ニハ郡部ハ市部ヨリ高ク大體ニ於テ患者ニ對スル死者比例ハ第一回ハ市部ハ郡部ヨリ高ク第二回ハ之ニ反スト云ヒ得ヘシ

第二項 一般死亡トノ比較

一 大正六年ノ總死亡數比較(末章統計第六表參照)

内因死因統計大分類死因別ニ依レハ人口千ニ對シ大正七年ハ六年ニ比シ傳染病及全身病一五。七、神經系〇・二二、血行器病〇・一三、呼吸器病二・〇四、消化器疾患〇・二八、泌尿生殖器疾患〇・一五、妊娠及產〇・〇二、皮膚病及運動器疾患〇・〇二、老年〇・〇七、不明ノ診斷及不詳ノ死因〇・〇九ノ增加ヲ示シ畸形及幼年〇・〇一外因ニ依ル死〇・〇九ノ減少ヲ示セリ

二、明治四十四年ヨリ大正七年ニ至ル流行性感胃及呼吸器疾患死者(末章統計第七表參照)

右各病類別ニ於テ明治四十四年ヨリ大正六年マテハ人口千ニ對スル死亡比例ハ何レモ大ナル差異ヲ見ス然ルニ大正七年ニ至リ著シキ増加ヲ示セリ即チ

	流行性感冒	肺結核	急性氣管支炎	慢性氣管支炎	肺支炎及氣管炎	其他疾患	計
大正六年	實數	二三五〇	一七九三	三四、九三	六六、三三	二七、五三	計
大正七年	實數	〇·〇四	一·七七	〇·〇二	〇·六三	〇·五	
兩年ノ並	人口千對死者數	六九、八四	九、三五	一·三九	一·七	一·七	
	人口千對死者數	一·三五	一·六	〇·九九	〇·七一	〇·五	
	人口千對死者數	六七、四三	一·一六	一·一〇	〇·七三	〇·五	
	人口千對死者數	一·三	一·一	〇·九〇	〇·六〇	〇·五	
	人口千對死者數	〇·〇八	〇·一	〇·一	〇·一	〇·一	
	人口千對死者數	〇·〇四	〇·一	〇·一〇	〇·一〇	〇·一〇	

ニシテ人口千ニ對シ流行性感冒一二一、肺結核〇・二一、急性氣管支炎〇・〇四、慢性氣管支炎〇・一
肺炎及氣管支肺炎一九。二、爾他ノ呼吸器疾患〇・一〇、合計三・四八ノ增加アリ、大正七年八、九月ヨリ
同八年一月十五日マテノ流行性感冒死者數ハ府縣ノ調査ニヨレハ二十五萬七千三百六十三人
人口千ニ對シ三・五八ナリ大正七年ニ於ケル流行性感冒ノ初發ヲ八月二十日トスレハ其後ノ十
五日間ニ於ケル本病死者平均數ハ二萬六千六百二十三人人口千ニ對シ約〇・四ナルヲ以テ今假
リニ前述ノ比例ニ依リ大正七年八月二十日ヨリ同年末ニ至ル本病死者數ヲ算出スレハ二十三
萬七百四十人即チ人口千ニ對シ四・二九トナル之ヲ内閣死因統計ニ比較スルニ大正七年ハ大正
六年ニ比シ流行性感冒及呼吸器疾患死亡數ハ十九萬八千五百九十八人即人口千ニ對シ三・四八ノ
增加アルモ流行性感冒死亡數ノミニヲハ六萬九千八百二十四人即人口千ニ對シ一・二一ノ增加
アルノミ、而シテ兩年度流行性感冒死者數ノ差異ハ内閣死因統計ニ依ル大正七年度末ニ於ケル
本病死者數ト見ルヲ得ヘシ然ルニ此ノ數ハ府縣調査ニヨル本病死亡者數ヨリ少キコト十六萬
三千九百六人ニシテ約四割ニ相當セリ故ニ府縣調査本病死亡者ノ約六割ハ内閣死因統計ニ於

附 朝鮮、臺灣ニ於ケル流行狀況

第一項 朝鮮ニ於ケル流行狀況

朝鮮ニ於テモ大正七年初秋流行ノ端ヲ發シ爾來三年ニ亘リ寒冷ノ候ニ前後三回ノ流行ヲ見タリ總督府ニ於テ調査セル患死者數ヲ舉クレハ左ノ如シ

一、大正七八年ノ交ニ於ケル流行性感冒患死者

道 別 分	内 地 人		朝 鮮 人		外 国 人		計
	患 者	死 亡	患 者	死 亡	患 者	死 亡	
京 都 道	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	20,000	300,000
忠 清 北 道	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	20,000	300,000
忠 清 南 道	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	20,000	300,000
全羅北道	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	20,000	300,000
全羅南道	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	20,000	300,000
慶 尚 北 道	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	20,000	300,000
慶 尚 南 道	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	20,000	300,000
江 原 道	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	20,000	300,000
平安北道	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	20,000	300,000
平安南道	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	20,000	300,000
咸鏡南道	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	20,000	300,000
咸鏡北道	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	20,000	300,000
計	1,000,000	200,000	1,000,000	200,000	1,000,000	200,000	3,000,000

道 名	内 地 人		朝 鮮 人		支 那 人		外 国 人	計
	患 者	死 亡	患 者	死 亡	患 者	死 亡		
京 都 道	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	500,000
女 男	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	500,000
忠 清 北 道	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	500,000
忠 清 南 道	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	500,000
全 罗 北 道	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	500,000
全 罗 南 道	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	500,000
慶 尚 北 道	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	500,000
慶 尚 南 道	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	500,000
江 原 道	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	500,000
平 安 北 道	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	500,000
平 安 南 道	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	500,000
咸 鏡 南 道	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	500,000
咸 鏡 北 道	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	20,000	100,000	500,000
計	1,000,000	200,000	1,000,000	200,000	1,000,000	200,000	1,000,000	5,000,000

三、甲子正月十八日
至大正十年三月流行性感冒患者死者

卷之三